

BLS講習の違い (講習時の説明と講習実施団体) ※BLS : Basic Life Support

講習時の説明	救護対応義務がある職種の人 (保育士、教職員、介護職員、客室乗務員、ホテルマン他)	一般市民 (善意の第三者)
1.法的観点	・法に守られているとは言い切れません (業務上過失…、安全配慮義務…、安全注意義務…、保護責任者…、など個人・法人の責任が問われます)	・民法、刑法で守られています
2.AEDの使用	・医師法に抵触する可能性があります (適切な講習※1を受講していない場合) ※1 参考…厚生労働省医政局(2013)「非医療従事者による自動体外式除細動器 (A E D) の使用について」 < https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10802000-Iseikyoku-Shidouka/0000111659.pdf >	・医師法に抵触しませんので積極的に使用してください
3.備品の準備	・事前に、救助に必要な備品を必ず備えてください	・救助に必要なを備えるかどうか個人の判断に委ねます
4.子どもへの人工呼吸	・必ず実施できるように、感染防護具 (グローブ、ポケットマスクなど) を準備してください	・非常に大切なので、感染予防具があれば実施してください
5.記録	・他者 (保護者、救急隊、監督官庁など) への説明のために、記録を残してください	—
6.その他	・ご自身に危険がない限り救助してください ・定期的に更新受講し、救助に必要な知識、スキルを更新・維持してください	・救助するかしないかは、各自の安全を考慮しご判断ください ・できれば2年毎に更新受講してください

	AHA アメリカ心臓協会	MEDIC First Aid メディック・ファーストエイド	よいこ救急		赤十字 (兵庫支部)	消防 (神戸市…市民救命士講習)			
名称	ハートセイバーCPR AED ※オプションで小児追加が必要	ケアプラスCPRとAED	保育・教育施設向け簡易救急法講習 職員向けコース 保護者向けコース		支援員養成講習 幼児安全法	応急手当出張講習会 (定例講習会も同じ内容) 小児コース ケガの手当てコース 上級コース※2			
対象	・救護対応義務がある職種の人 ・AED使用の講習証明が必要な人 ・より高度な救命技術を身につけたい人		救護対応義務がある 職種の人		一般市民 (保護者など)	一般市民	市民の皆さま	市民の皆さま	市民の皆さま ※2 左記2コースを要受講
時間	4時間	4~5時間	1.5~3時間	1~2時間	16時間 (2日間)	3時間	2時間	8時間	
主な 窓口	兵庫県内での開催無し		よいこ救急 (大坪健二) TEL 090-8467-1156 Mail teate@yoiko99.net		日本赤十字社 兵庫支部 救護課 講習係 ※指導員派遣有り	神戸市消防局 市民防災総合センター 市民研修係 ※出張講習会有り			

受講が望ましい講習

一定頻度者向け講習 (国際認定カード発行有)

一定頻度者向け講習